

# 第74回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2023年6月28日(水曜日) 午前10時  
(受付開始 午前9時)

## 開催場所

東京都台東区西浅草三丁目17番1号  
浅草ビューホテル 25階 「大輪」

## 議案

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	監査役2名選任の件
第3号議案	補欠監査役1名選任の件
第4号議案	取締役に対する株式報酬 制度にかかる報酬枠再設定の件

## < 目次 >

第74回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
計算書類	22
監査報告書	38
株主総会参考書類	41

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。ご了承くださいませ  
すようお願い申し上げます。

**tem** 株式会社東京自働機械製作所

証券コード 6360

証券コード 6360

2023年6月7日

(電子提供措置の開始日 2023年6月6日)

株 主 各 位

東京都千代田区岩本町三丁目10番7号

(東自機ビル)

株式会社 東京自働機械製作所

代表取締役社長 佐藤 康 公

## 第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席されない場合は、以下の書面の郵送またはインターネットのいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月27日（火曜日）午後5時30分までに議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

### 【書面の郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬具

### 記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都台東区西浅草三丁目17番1号  
浅草ビューホテル 25階「大輪」  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 目的事項

**報告事項** 第74期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

#### 決議事項

**第1号議案** 剰余金処分の件

**第2号議案** 監査役2名選任の件

**第3号議案** 補欠監査役1名選任の件

**第4号議案** 取締役に対する株式報酬制度にかかる報酬枠再設定の件

### 4. 議決権行使に関する事項

- (1) ご返送いただいた議決権行使書用紙に、議案について賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットによる方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (3) インターネットにより複数回にわたり議決権をご行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

### 5. 電子提供措置に関する事項

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第74回定時株主総会招集通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

([https://www.tam-tokyo.co.jp/ir/ir\\_kabushoshu.html](https://www.tam-tokyo.co.jp/ir/ir_kabushoshu.html))



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



※「銘柄名（会社名）」に「東京自働機械製作所」を入力または証券「コード」に「6360」（半角）を入力して検索いただき、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「株主総会招集通知/株主総会資料」（「情報を閲覧する場合はこちら」）を順に選択することで、ご確認いただけます。

以上

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権行使のご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### ■株主総会にご出席される場合



**開催日時** 2023年6月28日（水曜日）午前10時00分（受付時間 午前9時00分）

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
資源節約のため本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

### ■郵送で議決権を行使される場合



**行使期限** 2023年6月27日（火曜日）午後5時30分到着まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずに郵便ポストへご投函ください。

### ■インターネットで議決権を行使される場合



**行使期限** 2023年6月27日（火曜日）午後5時30分送信分まで

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/> にアクセスし、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

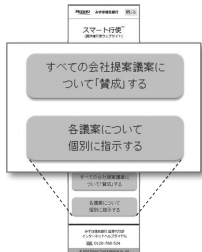
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※「QRコード」は株デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。  
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」、「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移できます。

※インターネットによる議決権行使をご利用いただく際の通信料金は株主様の負担となります。

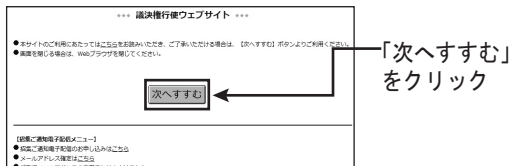
インターネット等による議決権行使で操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

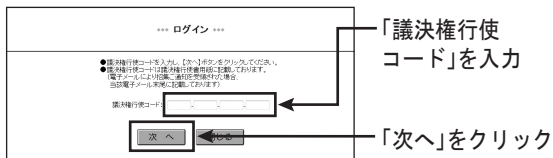
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

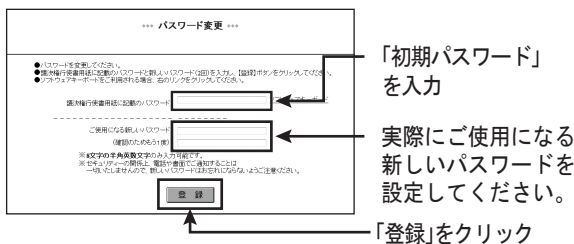
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 株式会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に収まり、ようやく経済活動の持ち直しが期待されています。一方で、長期化する半導体や製品・部品の調達困難な状況は全く改善が見られず、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、エネルギー価格や原材料価格の高騰、不安定な為替相場等、先行き不透明な状況で推移しました。

このような経済情勢の下、当社は全社を挙げて業績の確保に努めました結果、当事業年度における業績は、売上高133億6百万円（前年同期88億1千9百万円、50.9%増）となりました。

利益面では、原材料価格高騰による原価率の悪化や人件費、販売活動費等の増加があったものの、売上が大幅に増加したこと等から、営業利益9億8千5百万円（前年同期3億8千6百万円、155.2%増）、経常利益11億3千8百万円（前年同期5億2千6百万円、116.0%増）、当期純利益7億9千9百万円（前年同期3億7千3百万円、114.1%増）となりました。

各セグメント別の業績は次のとおりであります。

包装機械部門におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に収まり、積極的な営業活動を展開する中、部品調達困難な状況が継続し、厳しい事業環境での受注活動を余儀なくされました。このような状況下、売上高は50億4千1百万円（前年同期45億4千4百万円、10.9%増）を確保することが出来ました。セグメント利益は、部材費の価格上昇による原価率の悪化や、販売費・一般管理費の増加等から、4千6百万円の損失（前年同期2千万円の利益）となりました。

生産機械部門におきましては、大型プロジェクトを中心に受注が堅調に推移し、売上高82億6千5百万円（前年同期42億7千4百万円、93.3%増）となりました。

セグメント利益は、部品の価格上昇や納期遅延等により原価率が悪化したものの、大幅な売上増により16億5千3百万円（前年同期9億1千7百万円、80.3%増）となりました。

また、共通費は6億2千1百万円（前年同期5億5千1百万円、12.7%増）となりました。

（単位：百万円）

	売 上 高	営 業 費 用	営 業 利 益
包 装 機 械	5,041	5,087	△46
生 産 機 械	8,265	6,612	1,653
共 通 費	—	621	△621
合 計	13,306	12,320	985

## (2) 設備投資等の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は1億1千3百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

### ① 当事業年度中に完成した主要設備

当事業年度中に完成した設備投資の主なものは、当社柏工場建物における食堂リニューアル2千4百万円、ESX用サーバーの有形リース資産2千7百万円であります。

### ② 当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充

当事業年度における重要な継続中の主要設備の新設、拡充はありません。

### ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

当事業年度における重要な固定資産の売却、撤去、滅失はありません。

## (3) 資金調達の状況

当事業年度において増資または社債の発行等による資金調達は行っておりません。

#### (4) 対処すべき課題

包装機械事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に収まり、ようやく経済活動の持ち直しが期待されていますが、部品調達困難な状況は全く改善が見られず、より一層先行きが見えにくい状況が続いております。一方で人手不足や合理化によるコスト削減は今後も継続するものと見られ、加えて時流である「環境」「自動化」「IoT」「紙包装」等のキーワードに沿った設備投資も顕在化していくと思われま

す。また、生産機械事業におきましては、海外特定顧客の設備投資動向が引続き堅調ではあるものの、包装機械事業と同様、世界経済の予断を許さない景気動向からその設備計画の変更も予測されますので、最新の顧客動向の把握に努め、顧客との信頼/協業関係を更に深める必要があります。

このような状況下、当社といたしましては、お客様のニーズや時流に合った商品開発、顧客提案を実施していくことで包装機械事業の売上拡大、収益力向上を図ることが喫緊の課題と認識しております。

当社は2021年度をスタートとする第6次中期経営計画を策定しており、コミュニケーションの更なる深化をもとに生み出す新たな発想を具現化し、社会に新たな価値を提供し続ける「価値創造企業」となることを目指し、本中期経営計画においては以下の基本方針を掲げております。

- ① 技術開発力と顧客要求完遂力を基盤に他社と差別化
- ② 包装機械/生産機械の両事業により売上/利益を確保
- ③ 経営基盤強化を図り事業の継続性/成長力を確保
- ④ 必要人材の確保/育成/登用と円滑な世代交代の実現
- ⑤ 持続可能な社会の実現に貢献できる事業の推進

今後も社会情勢や景気動向を注視しながら、これらの課題に対処し、継続的な成長を目指す所存です。



(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年3月期 第71期	2021年3月期 第72期	2022年3月期 第73期	2023年3月期 第74期 (当事業年度)
売上高 (百万円)	12,337	10,708	8,819	13,306
経常利益 (百万円)	936	778	526	1,138
当期純利益 (百万円)	642	545	373	799
1株当たり純資産額	3,424円68銭	3,942円41銭	4,085円29銭	4,769円63銭
1株当たり当期純利益	458円80銭	389円35銭	266円79銭	571円14銭
総資産 (百万円)	12,701	11,134	13,973	17,286
純資産 (百万円)	4,792	5,519	5,718	6,679

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除）に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については、「株式給付信託（BBT）」制度に関する信託口が保有する当社株式を自己株式に含めて計算しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第73期の期首から適用しており、第73期以降に係る経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

事業区分	主 要 製 品
包 装 機 械	(フィルム包装機)フィルム上包機、高密封性フィルム上包機、集積上包機、CD・DVD包装機、ボックスティッシュ包装機、トイレットロール包装機 (製袋充填機)バラ物製袋充填機、粉末製袋充填機 (紙包装機)銘産品・贈答品包装機、印刷物クラフト上包機 (計量・充填機)オーガー充填機、容器充填機 (カートナー)高速カートナー、間欠式カートナー、ダンボール詰機、製函機、バックケーサーシステム、パッケージングロボット (リサイクル機械)古紙圧縮梱包機、非鉄金属圧縮梱包機、廃棄物処理機(たばこ機械)たばこフィルタープラグ供給装置、ほか
生 産 機 械	各種検査装置、組立機械、生産ライン等のアッセンブリ、ほか

(7) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都千代田区	福 岡 営 業 所	福岡県福岡市
大 阪 営 業 所	大阪府大阪市	札 幌 営 業 所	北海道札幌市
名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋市	柏 工 場	千葉県柏市

(8) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

当期末従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢	平均勤続年数
256 (63)	0 (△3)	42.7歳	19.3年

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託は( )内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	300 百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	200
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	126
株 式 会 社 千 葉 銀 行	105
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	80
株 式 会 社 高 知 銀 行	50
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	40
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	18

## 2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 1,452,000株  
 (3) 株主数 1,287名  
 (4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
明治安田生命保険相互会社	77,600株	5.40%
みずほ信託銀行株式会社	69,500株	4.83%
株式会社みずほ銀行	65,300株	4.54%
東自協会持株会	50,772株	3.53%
株式会社三菱UFJ銀行	46,064株	3.20%
株式会社商工組合中央金庫	40,000株	2.78%
佐藤康公	39,550株	2.75%
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	37,605株	2.62%
野村証券株式会社	35,000株	2.43%
藤巻修道	33,400株	2.32%

(注)1. 持株比率については、自己株式（14,007株）を控除して算出しております。

2. 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する37,605株は、「株式給付信託（BBT）」制度に係るものであります。なお、当該株式は持株比率の計算上、自己株式数に含まれておりません。

## (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	一株	一名

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	山 本 治 男	東京施設工業株式会社 監査役 PT. TAM PACKAGING ASIA CEO 有限会社東祐 取締役 株式会社日本包装リース 社外取締役
代表取締役社長	佐 藤 康 公	東京施設工業株式会社 取締役 PT. TAM PACKAGING ASIA 取締役 有限会社東祐 取締役
取 締 役	太 田 直 人	国内事業担当兼営業部長
取 締 役	渡 邊 義 達	海外事業・製造担当兼国際部長兼CS部長
取 締 役	吉 田 英 司	設計統括・MG事業担当兼設計開発部長兼 システム設計部長
取 締 役	長 友 康 夫	
取 締 役	中 村 洋 一	
監 査 役（常勤）	小 嶋 甲子雄	
監 査 役	山 口 秀 夫	
監 査 役	前 田 剛 介	日空工業株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役長友康夫、中村洋一の各氏は、社外取締役であります。なお、当社は長友康夫、中村洋一の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役山口秀夫、前田剛介の各氏は、社外監査役であります。なお、当社は山口秀夫、前田剛介の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。  
2022年6月29日開催の第73回定時株主総会において、吉田英司氏は取締役に選任され就任いたしました。
4. 東京施設工業株式会社は、当社の事業の一部と同一の部類に属する事業を行っております。
5. PT. TAM PACKAGING ASIA は、当社の事業の一部と同一の部類に属する事業を行っております。

6. 当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求の場合等、一定の免責事由が定められております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。
8. 当社は、経営の合理化と意思決定の迅速化を図ってまいりましたが、監督機能と業務執行機能を制度的に分離し、業務執行の役割と責任を明確化し、その体制を強化するため執行役員制度を導入しております。

[執行役員の状況]

役名	氏名	職名
上席執行役員	太田直人	国内事業担当兼営業部長
執行役員	渡邊義達	海外事業・製造担当兼国際部長兼CS部長
執行役員	吉田英司	設計統括・MG事業担当兼設計開発部長兼システム設計部長
執行役員	本城和彦	総務部長

## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	97,902 (6,690)	63,060 (5,400)	25,890 (1,290)	8,952 (-)	7名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	16,300 (7,010)	13,800 (5,640)	2,500 (1,370)	-	3名 (2名)
合計	114,202	76,860	28,390	8,952	10名

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の支給額には、当事業年度に計上した、役員株式給付引当金繰入額8,952千円が含まれております。

② 業績連動報酬等に関する事項

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益に応じて算出された額を業績連動賞与として、毎年一定の時期に支給することとしております。業績指標として営業利益を選定した理由は業績を最も表しているためであります。業績連動賞与の額は、営業利益に一定率を乗じた額を原資に役員及び固定報酬の額に応じて個別の支給額を算定し、社外取締役を含む全取締役が出席する取締役会決議をもって決定しております。なお、当事業年度の営業利益の額は計算書類の損益計算書に記載のとおりです。

③ 非金銭報酬等の内容

取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役に対して株式報酬を交付しております。

当該株式報酬は2018年6月27日開催の第69回定時株主総会に基づき、取締役（社外取締役を除く）を対象とする株式報酬制度を導入しております。本制度は、当社が金銭を拠出することによって設定する「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」が当社株式を取得し、当社が取締役会で定める「役員株式給付規程」に基づき役位に応じて付与するポイントに相当する数の当社株式を、本信託を通じて取締役（社外取締役を除く）に給付するものです。各取締役に給付される当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0を乗じた数とします。また、各取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

交付状況は2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2008年6月26日開催の第59回定時株主総会において年額9千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月27日開催の第69回定時株主総会において、株式報酬の額を2019年3月末日で終了する事業年度から2023年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（当初対象期間）で6千7百万円、株式数の上限を3万9千株と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月26日開催の第59回定時株主総会において年額2千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

2021年3月26日開催の取締役会において決定方針を決議しております。

- ロ. 決定方針の内容の概要  
 企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役位を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、株式報酬を除くこととしております。
- ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由  
 個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては2023年4月28日開催の取締役会にて代表取締役社長佐藤康公に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分としております。これらの権限を委任した理由は当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得ており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員に関する事項

- ・ 監査役前田剛介氏は、日空工業株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社は日空工業株式会社との間に特別の関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	監 査 役 会		取 締 役 会	
	出席/開催回数	出席率	出席/開催回数	出席率
取 締 役 長 友 康 夫	—	—	10/10回	100%
取 締 役 中 村 洋 一	—	—	10/10回	100%
監 査 役 山 口 秀 夫	13/13回	100%	10/10回	100%
監 査 役 前 田 剛 介	13/13回	100%	10/10回	100%

ロ. 取締役会及び監査役会での発言状況

- ・取締役長友康夫氏は、取締役会において主に企業経営の豊かな経験に基づいて、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
- ・取締役中村洋一氏は、取締役会において主に企業経営の豊かな経験に基づいて、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
- ・監査役山口秀夫氏は、取締役会において主に企業経営の豊かな経験に基づいて、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。  
監査役会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項等の協議を行っております。
- ・監査役前田剛介氏は、取締役会において主に企業経営の豊かな経験に基づいて、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。  
監査役会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項等の協議を行っております。

ハ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・長友康夫氏は、重要な経営案件につき独立した立場で監督する役割を担っており、取締役会及び業務会議等において、主に企業経営の豊かな経験に基づいて当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。また、監査役とのミーティングの開催、経営課題に関する情報共有等をしております。また、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である報酬委員会の委員長であり、取締役の報酬制度や個別報酬額の検討等の場面において透明性・客観性を高めること等に貢献しております。
- ・中村洋一氏は、重要な経営案件につき独立した立場で監督する役割を担っており、取締役会等において、主に企業経営の豊かな経験に基づいて当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。また、監査役とのミーティングの開催、経営課題に関する情報共有等をしております。また、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である報酬委員会の委員であり、取締役の報酬制度や個別報酬額の検討等の場面において透明性・客観性を高めること等に貢献しております。



#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

##### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	22,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役からの報告を通じて、監査内容、監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められた場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（内部統制システム整備の基本方針）を定め基準・規程類を作成し、体制の整備と運用を図っております。

当社は、本方針について適宜見直しを行い継続的な改善を図ってまいります。

### (1) 内部統制システム整備の基本方針

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 社は、全社員の行動規範を定めた「行動指針」及び「コンプライアンス方針」の周知徹底を図る。

ロ. 取締役は、取締役の業務執行に関する法令、定款及びその他諸規程に違反する行為を未然に防止するため、相互に職務執行を監督する。取締役が、他の取締役の法令、定款に対する違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告し、是正を図る。

ハ. 法令違反その他コンプライアンスに関する事実について社内報告できる体制として、社内の通報窓口と社外弁護士を直接の情報受領者とする社内通報システムを「社内通報規程」に基づき運用する。

ニ. コンプライアンス委員会は、コンプライアンス推進状況を把握し、コンプライアンス推進に関する重要事項を審議決定する他、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する報告がされた場合は、事実に基づいて状況を把握し、必要に応じ弁護士等外部機関と連携を取り、対応策を検討・立案し、取締役会に報告し、取締役会にて審議・決定する。

ホ. 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、定期的に「行動指針」及び「コンプライアンス方針」、その他関連諸規定の教育・啓蒙とその遵守状況を内部監査し、内部監査の結果を取締役会及び監査役会に報告する。内部監査室は、法令・定款に違反する状況を発見した場合、事実をコンプライアンス委員会へ報告する。

ヘ. 内部監査室は、他の執行部門から独立した部門とする。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、保存すべき文書（電磁的媒体を含む）の種類と範囲、保存期間、保存場所及び管理責任者等を定めた「情報管理規程」に従い、適切に文書の保存及び管理を行う。取締役及び監査役はいつでもこれらの文書を閲覧できる。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規程」に基づき、発生が想定される個々のリスクについて、その未然防止に努めるとともに、社内外の状況を考慮し抽出された新たなリスクへの対応を含むリスク管理体制の見直しと継続的な改善を図る。リスク管理の状況は、取締役会に報告され、取締役会は、報告されたリスクの発生に伴う経営目標に対する影響について評価する。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、中期経営計画及び年度事業計画を策定する。各取締役は、目標の達成に向け業務を推進する。
- ロ. 取締役、執行役員、部門長及び常勤監査役の出席による業務会議を月1回以上定例開催し、業務執行進捗状況、業績目標の達成度、業務執行上の課題、商品・技術開発、コンプライアンスの状況等について報告、審議、決定することで、適宜、適切な職務執行を確保する。
- ハ. 業務会議で審議された事項のうち、「取締役会規則」で定める重要事項については、取締役会で審議・決定される。
- ニ. 取締役の職務の執行は、必要に応じて役員諸規定、組織管理規程等関連諸規定を見直すことにより、効率性を確保する。

### ⑤ 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. グループ会社における業務の適正を確保するため、定期的に「社内規程」に基づく、グループ会社経営協議会を開催し、グループ会社の取締役等の参加により、グループの経営状況、コンプライアンス状況、その他経営課題等について協議する。
- ロ. 担当取締役は、グループ会社の業績、財務、コンプライアンス状況、その他経営課題等について、定期的に取締役会に報告する。
- ハ. 取締役は、グループ会社の法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、監査役に報告する。
- ニ. 当社の内部監査室は、グループ会社の内部監査を実施する。

### ⑥ 財務報告及び資産保全の適正性確保のための体制

- イ. 当社は、財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制を整備する。
- ロ. 内部監査室は、財務報告に係る内部統制の内部監査を行い、内部監査の結果を取締役会へ報告する。
- ハ. 当社は、資産の取得、使用、処分が適正になされるために必要な体制を整備する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役が必要と認めその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、取締役会は、監査役と協議の上使用人を指名することができる。
  - ロ. 指名された使用人に対する指揮命令権限は監査役に委譲されたものとし、取締役、その他使用人は、当該使用人に対する指揮命令権限を有しない。また、当該使用人に対する評価は、監査役が行うものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、業務会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、コンプライアンス委員会の報告、内部監査室の報告、重要な月次報告、その他必要な重要事項を監査役に報告するものとする。
  - ロ. 監査役に報告を行った者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
  - ハ. 常勤監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び業務会議等重要会議に出席する。
  - ニ. 監査役は、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
  - ホ. 監査役が、その職務の執行について、所要の費用の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、その費用を支払うものとする。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、取締役、執行役員、部門長、内部監査室並びに会計監査人と定期的な意見交換を行い、適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりであります。

### ① コンプライアンスに関する取組みの状況

当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を当事業年度において2回開催し、コンプライアンス推進状況を把握し、コンプライアンス推進に関する重要事項を審議決定しております。また、法令・定款違反及び内部通報事案等その他コンプライアンスに関する事案について、事実に基づいた状況を把握し、再発防止策等を協議しております。また、コンプライアンス意識向上のため、社内報等によりコンプライアンスの重要性を周知し、社内教育を定期的実施しております。

### ② 損失の危険の管理に関する取組みの状況

当社は「危機管理規程」に基づき、発生が想定される個々のリスクについて、その未然防止に努めるとともに、社内外の状況を考慮し抽出された新たなリスクへの対応を含むリスク管理体制の見直しと継続的な改善を図っております。

### ③ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組みの状況

当社は、グループ会社における業務の適正を確保するため、当事業年度においてグループ会社の取締役等が参加するグループ会社経営協議会を10回開催し、グループの経営状況、コンプライアンス状況、その他経営課題等について協議しております。

### ④ 取締役の職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

当社は「取締役会規則」に基づき、当事業年度において取締役会を10回開催し、業務執行の意思決定及びその監督を行っております。また、社外取締役は独立的・客観的立場から取締役会に対する監督を行うとともに、豊富な知識と経験に基づき、業務執行に関して的確な指摘、発言を行っております。

### ⑤ 監査役監査の実効性の確保に関する取組みの状況

監査役は、当社及び当社グループの役職員に対し監査に必要な情報について報告を求めるとともに、重要会議への出席や稟議書等の閲覧により監査の実効性を確保しております。また、会計監査人や内部監査室と定期的な意見交換を行い、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

### (3) 反社会的勢力排除に関する取組み

この他当社では、反社会的勢力排除に向けて以下の取組みを行っております。

#### ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体には毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

「行動指針」の一項として、『わが社は社会のため、社会の一員として、法令・倫理・社会規範を遵守します。』と明記し、コンプライアンスについて全社に周知徹底を図っております。

また、コンプライアンス方針に『反社会的勢力・団体には毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。』と明記して、全社員に徹底しております。

#### ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ. 反社会的勢力に対する全社の対応窓口は総務・人事課とし、総務部長が不当要求防止責任者として統轄管理をしております。また、各事業所の状況については、総務・人事課長が情報収集し適切な指示を行っております。

ロ. 外部の専門機関との連携として、反社会的勢力の関与があった場合は、総務・人事課長が事態の状況により関係団体・警察署・弁護士などに相談し、適切な助言・指示を受けて解決するようにしております。

ハ. 反社会的勢力に関する情報はグループ会社と共有し、自社の事業所での発生状況については、総務・人事課長が一元管理しております。

ニ. 反社会的勢力に対して適切に対応するように「反社会的勢力防衛マニュアル」を作成し、従業員に配布して教育しております。

ホ. 反社会的勢力に対する対応について研修を行い、対応力を高めております。

---

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	金 額	科 目	金 額		
流動資産	12,300,514	流動負債	8,587,726		
現金及び預金	4,653,922	支払手形	494,926		
受取手形	78,886	買掛金	2,438,746		
電子記録債権	266,362	一年内返済長期借入金	157,750		
売却掛金	1,979,907	リース債	52,442		
契約資産	2,021,521	未払金	142,162		
商品及び製品	437,951	未払費用	112,144		
仕掛品	1,336,783	未払法人税等	394,287		
原材料及び貯蔵品	15,418	前受金	4,137,013		
前払費用	979,611	預り金	43,282		
前払消費税	49,491	賞与引当金	516,246		
未収消費税	512,077	品質保証引当金	98,723		
その他引当金	23,133				
貸倒引当金	△54,552	固定負債	2,019,536		
固定資産	4,986,084	長期借入金	762,400		
有形固定資産	2,090,528	長期未払金	7,200		
建物	322,629	リース債	133,747		
構築物	10,041	預り保証金	95,567		
機械及び装置	44,931	退職給付引当金	984,708		
車両及び運搬具	0	役員株式給付引当金	33,956		
工具器具備品	11,537	その他	1,956		
リース資産	188,810				
土地	1,512,578	負債合計	10,607,262		
無形固定資産	46,121	純資産の部			
ソフトウェア	16,940	株主資本	5,748,193		
借入金	17,320	資本剰余金	954,000		
リース資産	11,752	資本剰余金	456,280		
その他	107	資本準備金	456,280		
投資その他の資産	2,849,434	利益剰余金	4,426,411		
投資有価証券	1,885,026	利益準備金	238,500		
関係会社株式	14,093	その他利益剰余金	4,187,911		
関係会社長期貸付金	100,000	別途積立金	500,000		
長期前払費用	11,165	繰越利益剰余金	3,687,911		
差入保証金	44,461	自己株式	△88,499		
保険積立金	761,965	評価・換算差額等	931,143		
繰延税金資産	129,303	その他有価証券評価差額金	931,143		
その他	3,420				
貸倒引当金	△100,000	純資産合計	6,679,336		
資産合計	17,286,599	負債及び純資産合計	17,286,599		

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,306,384
売上原価		10,523,797
売上総利益		2,782,587
販売費及び一般管理費		1,796,792
営業利益		985,794
営業外収益		
受取利息及び配当金	54,328	
受取賃貸料	174,554	
その他	25,717	254,600
営業外費用		
支払利息	8,380	
不動産賃貸費用	77,615	
その他	16,169	102,165
経常利益		1,138,228
特別利益		
投資有価証券売却益	34,626	34,626
税引前当期純利益		1,172,855
法人税、住民税及び事業税		451,210
法人税等調整額		△78,087
当期純利益		799,732



## 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	954,000	456,280	238,500	500,000	2,945,705	3,684,205
当 期 変 動 額						
剰余金の配当					△57,526	△57,526
当 期 純 利 益					799,732	799,732
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	742,206	742,206
当 期 末 残 高	954,000	456,280	238,500	500,000	3,687,911	4,426,411

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△89,391	5,005,094	713,784	713,784	5,718,878
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△57,526			△57,526
当 期 純 利 益		799,732			799,732
自己株式の取得	△258	△258			△258
自己株式の処分	1,150	1,150			1,150
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			217,359	217,359	217,359
当 期 変 動 額 合 計	892	743,098	217,359	217,359	960,458
当 期 末 残 高	△88,499	5,748,193	931,143	931,143	6,679,336

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…… 主として移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品…… 先入先出法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料…… 移動平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品…… 最終仕入原価法

##### (3) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～50年
----	---------

機械及び装置	12年
--------	-----

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

### 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

期末現在に有する売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### 品質保証引当金

製品売上計上後、当該製品の品質水準向上を求める顧客の要請に応じて発生する運転調整費用等の追加原価の支払に備えて、過去の実績率等に基づき算出した発生見積額を計上しております。

#### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

## 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社の取締役及び執行役員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

## 5. 収益及び費用の計上基準

### (1) 包装機械部門

包装機械部門においては、主に各種上包機・製袋充填機・箱詰機・各種ラインシステム・各種圧縮梱包機・たばこ関連機械等の製造販売を行っております。このような製品及び商品の販売については、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

### (2) 生産機械部門

生産機械部門においては、主に各種生産ライン・組立機械・各種検査装置等の製造販売を行っております。このような製品及び商品の販売については、顧客が検収した時点で収益を認識しております。また、特定顧客の生産ラインの製造販売に関しては長期の工事契約を締結しているものがあります。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の末日までに発生した実際原価が、見積原価総額に占める割合に基づいて行っております。

## 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### ヘッジ会計の方法

#### ①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

#### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

(ヘッジ手段) 為替予約

(ヘッジ対象) 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

#### ③ヘッジ方針

外貨建取引等の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

#### ④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引とヘッジの手段とした為替予約取引は重要な条件が同一ですので、有効性判定を省略しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額  
繰延税金資産 129,303千円
- (2) その他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得し得る課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 2. 工事契約における収益認識

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額  
一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約の売上高 7,295,837千円
- (2) その他の情報

請負契約における認識の単位は、請負契約において当事者間で合意された実質的な取引の単位に基づいております。収益総額の見積りは請負契約における対価の定めに基づいており、原価総額は実行予算を策定し、実行予算と実績を対比することにより、適時適切に原価総額の見積りの見直しを行っております。また、決算日における進捗度の見積りは原価比例法を採用しております。

実行予算の策定における、生産設備の製造のために必要となる作業内容や工数の見積りについては一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、請負契約の変更や、仕様の調整等の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産	
建物	30,240千円
機械及び装置	0千円
土地	110,296千円
投資有価証券	82,860千円
計	223,396千円

担保付債務は次のとおりであります。

一年内返済長期借入金	89,000千円
長期借入金	657,400千円
計	746,400千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額	3,901,721千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	54,452千円
長期金銭債権	100,000千円
短期金銭債務	533千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
関係会社に対する売上高	946千円
関係会社からの仕入高・外注費	367,011千円
営業取引以外の取引による取引高	26,704千円

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

## 1. 当事業年度末日における発行済株式の数

## (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 の株式数 (株)
普通株式	1,452,000	—	—	1,452,000

## (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 の株式数 (株)
普通株式	52,128	159	675	51,612

(注) 1. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加分であります。

2. 自己株式の減少は、株式給付信託（信託E口）が退任した執行役員に給付した当社株式であります。

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## ① 配当金支払額等

2022年6月29日開催の第73回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金総額 57百万円
- ・ 1株当たりの配当額 40円
- ・ 基準日 2022年3月31日
- ・ 効力発生日 2022年6月30日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託（BBT）」制度において設定した信託（信託E口）に対する配当金1百万円が含まれております。

## ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

- ・ 配当金総額 86百万円
- ・ 1株当たりの配当額 60円
- ・ 基準日 2023年3月31日
- ・ 効力発生日 2023年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託（BBT）」制度において設定した信託（信託E口）に対する配当金2百万円が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	301,518千円
賞与引当金	158,075千円
貸倒引当金	47,324千円
品質保証引当金	30,229千円
その他	84,546千円
繰延税金資産小計	621,692千円
評価性引当額	△81,440千円
繰延税金資産合計	540,252千円

2. 繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△410,949千円
繰延税金負債合計	△410,949千円
繰延税金資産の純額	129,303千円



## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。また、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、関係会社に対し長期貸付を行っております。

投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握することにより当該リスクを管理しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、借入金及び社債の用途は運転資金であります。営業債務、借入金及び社債は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金計画を作成・変更する等の方法により当該リスクを管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。ヘッジ会計の方法等については、上記「6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項、ヘッジ会計の方法」に記載しております。デリバティブ取引は、取引権限等を定めた社内規程に従い、実需の範囲で行っております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	1,863,889	1,863,889	—
(2) 関係会社長期貸付金 貸倒引当金（※1）	100,000 △100,000		
資産計	1,863,889	1,863,889	—
(3) 長期借入金 （一年内返済長期借入金を含む）	920,150	919,057	△1,092
(4) リース債務	186,190	187,074	884
負債計	1,106,340	1,106,132	△208

（※1）関係会社長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「支払手形」、「買掛金」等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※3）市場価格のない株式等

区 分	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券（非上場株式）	21,137
関係会社株式	14,093

これらについては、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## ① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,863,889	—	—	1,863,889
資産計	1,863,889	—	—	1,863,889

## ② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長期借入金	—	919,057	—	919,057
リース債務	—	187,074	—	187,074
負債計	—	1,106,132	—	1,106,132

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 投資有価証券

上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### (賃貸等不動産に関する注記)

#### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸オフィスビル等（土地を含む）を有しております。

なお、賃貸オフィスビルの一部は、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

#### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価
賃貸等不動産	343,923	278,000
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	1,114,760	1,620,000

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づき社外の不動産鑑定士によって算定された金額であります。ただし、直近の評価時点から一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

### (持分法損益等に関する注記)

#### 関連会社に関する事項

関連会社に対する投資の金額	12,693千円
持分法を適用した場合の投資の金額	368,582千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	△27,958千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	東京施設工業(株)	千葉県富里市	50,000千円	機械製造業	(所有)直接30.1%	当社包装機械の製造等 役員の兼任2名	商品仕入・外注費	367,011	買掛金	—
							貸貸収入	23,882	預り金	533
関連会社	PT. TAM PACKAGING ASIA	インドネシアジャカルタ	1,000千US\$	包装機械製造	(所有)直接49.0%	当社包装機械の製造等 役員の兼任2名	資金貸付	—	関係会社長期貸付金	100,000

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含みます。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針  
 上記取引については、市場価格を参考に決定しております。  
 3. PT. TAM PACKAGING ASIA への貸付金に対し、100,000千円の貸倒引当金を設定しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	包装機械	生産機械	計		
日本	4,701,226	218,086	4,919,313	—	4,919,313
北米・ヨーロッパ	27,928	8,045,694	8,073,623	—	8,073,623
東南アジア	263,538	1,478	265,016	—	265,016
その他	48,430	—	48,430	—	48,430
顧客との契約から生じる収益	5,041,124	8,265,259	13,306,384	—	13,306,384
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	5,041,124	8,265,259	13,306,384	—	13,306,384

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,757,031
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,325,156
契約資産（期首残高）	784,809
契約資産（期末残高）	2,021,521
契約負債（期首残高）	3,170,042
契約負債（期末残高）	4,137,013

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,857,935千円であります。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当事業年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足の履行義務は当事業年度末において7,397,770千円であります。当該履行義務は、生産機械部門における生産ラインの製造販売に関するものであり、期末日後1年以内に約80%、残り20%がその後2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

### (1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 4,769円63銭
- 1株当たり当期純利益 571円14銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

なお、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は37,812株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当事業年度末の株式数は37,605株であります。

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

### (その他の注記)

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

株式会社 東京自働機械製作所  
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 佐山正則  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大橋睦  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京自働機械製作所の2022年4月1日から2023年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容及び計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、対面形式のほか、電話回線又はインターネット等を経由したオンライン形式の手段も活用し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、関係会社、会計監査人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、対面形式のほか、電話回線又はインターネット等を経由したオンライン形式の手段も活用し、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議において、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、関係会社については関係会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて関係会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその関係会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び東陽監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社 東京自働機械製作所	監査役会
常勤監査役 小嶋 甲子雄	㊞
監査役 山口 秀夫	㊞
監査役 前田 剛介	㊞

(注) 山口秀夫、前田剛介は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、将来の発展と事業体質強化のために必要な内部留保を確保するとともに、長期的に安定した配当を継続しつつ、業績及び経営の状況を踏まえ配当を増額することを利益還元の基本方針とし、第74期の期末配当につきましては、前期より20円増額し、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 60円  
配当総額 86,279,580円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年6月29日

## 第2号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役山口秀夫氏が任期満了となり、監査役小嶋甲子雄氏が辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、石原英威氏は小嶋甲子雄氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	やまぐち ひでお 山口 秀夫 (1949年4月18日生)	1974年4月 日本専売公社（現日本たばこ産業株式会社）入社 1999年1月 鳥居薬品株式会社営業副本部長 1999年6月 同社取締役営業副本部長 2001年6月 同社常務取締役医薬情報・開発グループ担当 2003年6月 同社取締役副社長医薬情報・開発グループ担当 2006年6月 同社監査役 2007年6月 当社監査役 2011年6月 当社常勤監査役 2016年6月 当社監査役 現在に至る	2,019株
<p>&lt;社外監査役候補者とした理由&gt; 山口秀夫氏は、日本たばこ産業株式会社において長く活躍された後、鳥居薬品株式会社の取締役副社長として経営と営業に手腕を振るわれ豊富な企業経営についての経験と見識を有しておられます。またこれまで鳥居薬品株式会社及び当社において監査役として厳しい目で経営を監査してこれ、当社の監査役にふさわしい方と判断しており引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	いしはら ひでたけ 石原英威 (1961年9月5日生)	1984年4月 当社入社 2009年4月 当社総務部次長 2013年4月 当社経理部長 現在に至る (重要な兼職の状況) PT. TAM PACKAGING ASIA 監査役 有限会社東祐 監査役	1,900株
<p>&lt;監査役候補者とした理由&gt; 石原英威氏は、長年、経理、経営管理部門の業務に従事し企業会計、経営管理に携わっており、他企業の監査役を経験されております。会社経営全般について十分な見識を有しておられることから、当社の監査役として職務を適切に遂行していただけると判断しており選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山口秀夫氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は山口秀夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 山口秀夫氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって16年となります。
4. 当社は、社外監査役山口秀夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、その責任の原因となった職務執行について、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。また、石原英威氏が選任された場合、当社は同氏との間で本契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求の場合等、一定の免責事由が定められております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。山口秀夫氏は現在、当該保険契約の被保険者に含まれており、山口秀夫氏が選任された場合、継続して当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、石原英威氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
なかしお しんいち 中塩 信一 (1951年3月24日生)	1991年3月 公認会計士登録（現任） 1992年9月 東陽監査法人入所 1992年12月 公認会計士事務所開設 2005年5月 税理士登録（現任） 2017年6月 東陽監査法人理事長就任 2018年8月 東陽監査法人退所 現在に至る  （重要な兼職の状況） 公認会計士中塩信一事務所 代表 株式会社ストラテジックキャピタル 社外取締役 マツザワホールディングス株式会社 社外取締役	一株
<p>&lt;補欠の社外監査役候補者とした理由&gt;            中塩信一氏は、長年、公認会計士として企業会計に精通されており、企業の社外取締役を経験されて、会社経営全般について十分な見識を有しておられることから、補欠の監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により当社の監査役として職務を適切に遂行していただけると判断しております。</p>		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中塩信一氏は、社外監査役候補者であります。なお、中塩信一氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、その責任の原因となった職務執行について、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、中塩信一氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で本契約を締結する予定であります。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求の場合等、一定の免責事由が定められております。本議案が承認可決され、中塩信一氏が監査役に就任された場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は本議案に係る補欠監査役の選任が効力を有する間に、当該保険契約を更新する予定です。

## 第4号議案 取締役に対する株式報酬制度にかかる報酬枠再設定の件

### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2018年6月27日開催の第69回定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下、総じて「取締役等」といいます。）を対象とした株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、現在の取締役に対する本制度にかかる報酬枠（金額）に代えて、取締役に対する株式報酬の報酬枠（株式数）を設定するとともに、改めて本制度に基づく報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものであります。

本議案は、原決議同様、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（事業報告〔本招集ご通知13頁〕をご参照ください。）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。なお、本議案は、2008年6月26日開催の第59回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額9,000万円以内。ただし、使用人給与は含みません。）とは別枠です。また、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

現時点において、本制度の対象となる取締役は5名です。

### 2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

#### (2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員

#### (3) 信託期間

2018年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

#### (4) 取締役等に給付される当社株式の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位により定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は6,400ポイント（うち、取締役分として5,500ポイント）を上限としますので、取締役等に付与される1事業年度当たりの上限に相当する株式数の上限は、6,400株です。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、ご参考として、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（6,400株）に2023年3月31日の終値1,910円を乗じた場合、約12百万円となります。

また、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（6,400株）の発行済株式総数1,437,993株（2023年3月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.4%です。

下記（7）の当社株式の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までには当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

#### (5) 信託金額

当社は、2019年3月末日で終了した事業年度から2023年3月末日で終了した事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間、及び当該5事業年度の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しております。

また、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。



(6) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(5)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、上記(4)のとおり、1事業年度当たり6,400ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は32,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(7) 当社株式の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(4)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、取締役会で決議の上、給付を受ける権利を取得できない場合があります。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

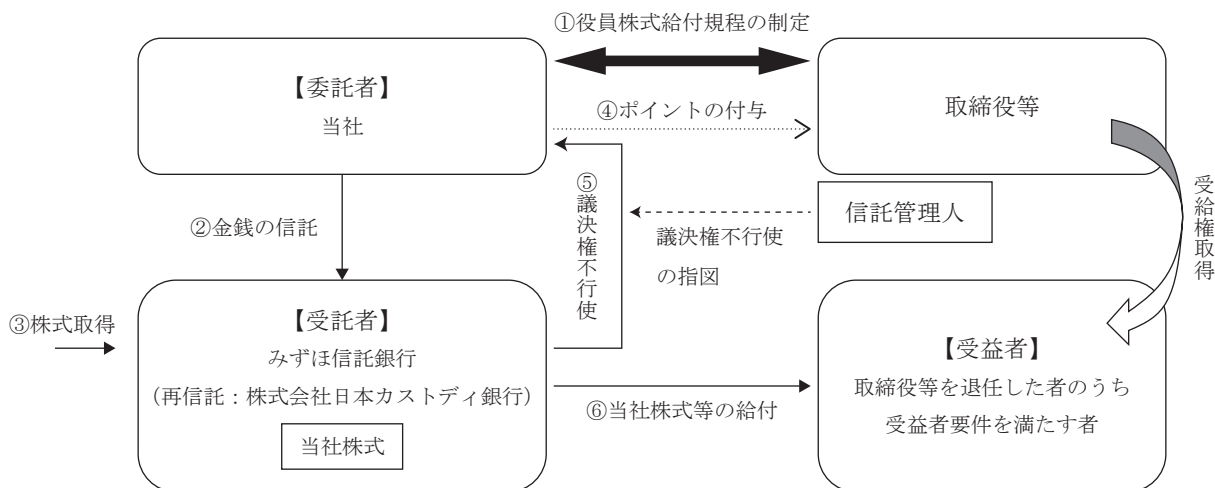
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

#### (10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

#### <ご参考：本制度の仕組み>

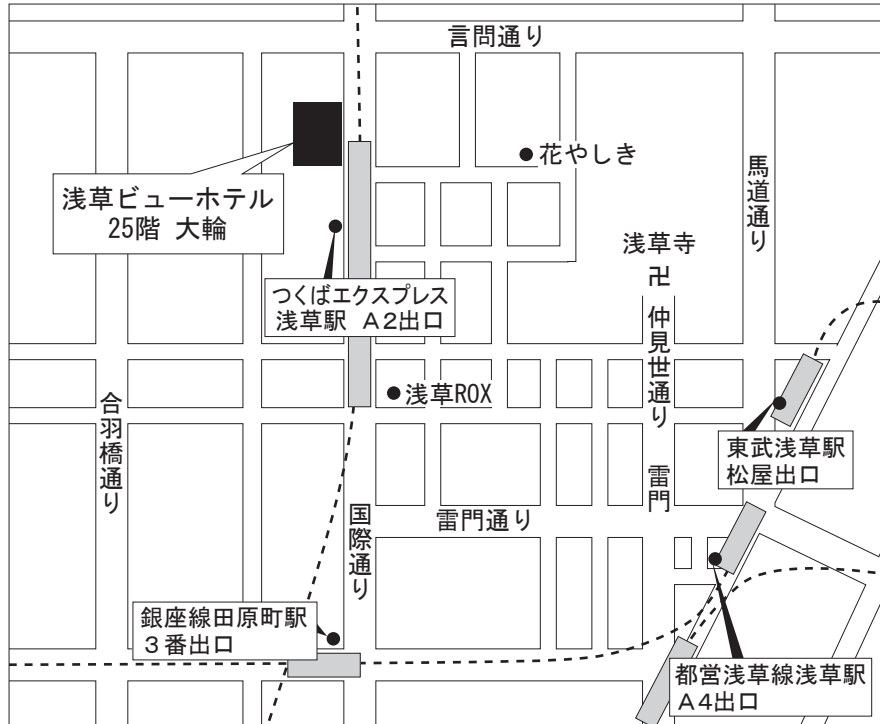


- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都台東区西浅草三丁目17番1号  
浅草ビューホテル 25階「大輪」



- 交 通
- |             |        |        |         |
|-------------|--------|--------|---------|
| つくばエクスプレス   | 「浅草駅」  | A 2 出口 | 徒歩 1 分  |
| 東京メトロ銀座線    | 「田原町駅」 | 3 番出口  | 徒歩 7 分  |
| 東武スカイツリーライン | 「浅草駅」  | 松屋出口   | 徒歩 10 分 |
| 都営地下鉄浅草線    | 「浅草駅」  | A 4 出口 | 徒歩 13 分 |